

「森林を守りながら活用し、次の世代につないでいくという、山の健全な成長と未来を見据えた仕事の趣旨に魅力を感じて、この職を選びました」

白崎さんは山林所有者へ間伐の提案なども行っており、「森林の密度調整のために間伐することで、木々の

未来を見据えた仕事に誇り



勤務先 れいなん森林組合
しらさき ひびき
白崎 響さん
(22歳・千種二丁目)

中に太陽の光が差し込みます。山がきれいになったと喜ばれることにやりがいを感じる」と語り、「組合の仕事は山の所有者があつての仕事。元気な森を再生して、少しでも多くの利益を還元できれば」と意欲をみせます。

「経験が浅いため、上司や先輩に頼ることが多く、自分の業務で精一杯なときがある」と白崎さん。一方で、「積極的に資格を取得するなど、一日でも早く自立して仕事を任せてもらえるようになることが今後の目標です」と爽やかに話してくれました。

最後の舞台 悔いのない演奏を



吹奏楽部 部長
はやみ まなみ
速水 真奈美さん
(小浜中学校3年生)

小学生のときに小中学校音楽会で中学生の演奏を聞いたときから、吹奏楽部への入部を決めていたという速水さん。地元の祭りで横笛を吹いていた経験もあり、入部以来、第一希望だったフルートを担当してきました。

42人の男女が所属する同部の部長を務めてきた経験から、「自分の行動に責任を持てるようになってきた」と成長を実感。「リーダーとして自らが率先して動くように心掛け、その姿を部員たちに示すことができたと思う」と胸を張り、部員たちも「いつも前向きで、チームの雰囲気を感じ上げてくれる」と信頼を寄せます。

速水さんは同部の特徴を「色彩豊かなチーム」と表現。「異なるカラーの首が合わさって、ひとつのカラーフルな音楽になったとき、心のまわりを感じられて達成感が得られます」

県吹奏楽コンクールや3年生最後の舞台である定期演奏会を控え、「楽しむことを忘れずに、悔いのない演奏をしたいです」と意欲をみせました。

定期演奏会は8月17日(土)14時。会場は文化会館(大手町)。入場無料。

心落ち着くもてなしの道

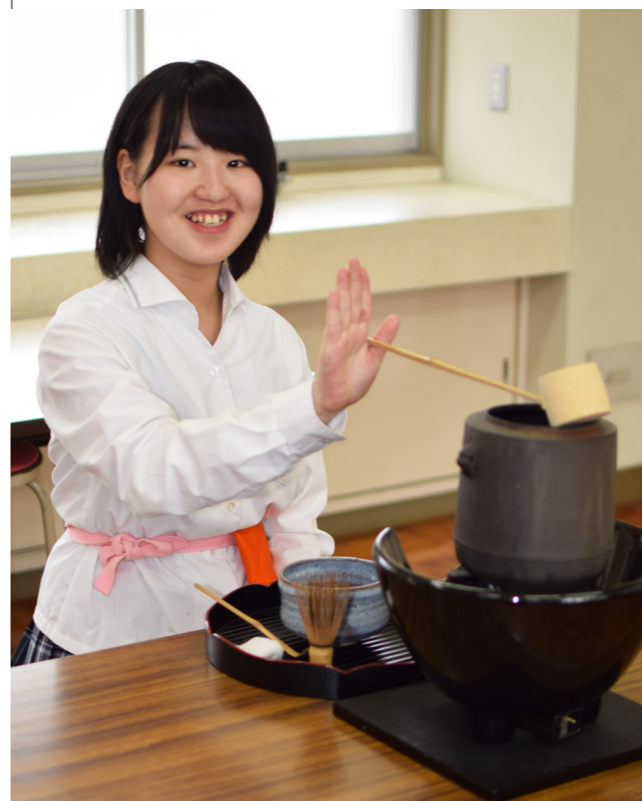
1・2年生の女子5人が所属する、若狭東高校茶華道部。部員たちは、週2回の茶道の稽古と、月1回の華道の稽古を通じて、日本の文化や礼儀作法を学び、文化祭などでその成果を披露しています。

部長の和泉さんは、小学生のころクラブ活動で茶道に出会い、高校に入学してすぐに同部の存在を知ると、迷わず入部。活動の魅力について、「お茶をたてているときやお花を生けているときの、心が落ち着く感じが好き」と語ります。

この夏には、本市と友好都市である中国西安市から訪れる高校生をもてなす予定の同部。

和泉さんは「普段の稽古では畳の上でお茶をたてますが、今回は椅子とテーブルのため、茶碗や道具などを扱う力加減や距離感が違って難しい」と戸惑いつつ、「言語や文化の違いを超えてお茶を楽しんでほしい」と意気込みます。

将来は「人と関わる仕事がいい」という和泉さん。「活動で身につけた礼儀などを仕事に生かしたいです」とこやかに話してくれました。



茶華道部 部長
いずみ まな
和泉 真奈さん
(若狭東高校2年生)

「楽校」の力で地域をつなぐ

平成31年3月、147年の歴史に幕を下ろした松永小学校。森下さんは、同小の閉校後も、子どもたちが地元の自然や文化に触れ、多世代が交流する場を作ろうと、同年4月、有志で「まつながり山楽校」を立ち上げました。

「保護者として子ども会活動に参加するうちに、学校が持つ『地域をつなぐ力』を実感すると同時に、閉校でその力が失われることに危機感を覚えました」と話す森下さん。

「学校に代わって地域をつなぎ、子どもたちが郷土愛を育む仕掛けを作

るには、学校のつながりが残る今しかない」と、保護者仲間やまちづくり協議会などに声をかけ、活動を始めました。

この5月には、活動第1弾として、同小の田植え体験を引き継いで実施。夏には地域の山や川など自然資源を生かしたキャンプも予定しています。

「いつか子どもたちが大人になって、楽校を思い出したとき、地元の自然や文化の魅力に気が付き、次代へ受け継ぐことの意義を感じてくれたらうれしいです」と、笑顔で話してくれました。



まつながり山楽校 実行委員
もりした だいち
森下 大地さん
(38歳・上野)



地域おこし協力隊おススメ

小浜百景

第46回

石灰炉跡（須縄）

須縄区から根来地域にかかる山々には、良質な石灰岩の層があり、かつては貴重な地域資源として、農業用肥料となる消石灰の製造が行われていました。

須縄区の集落奥から伸びる林道の先には、消石灰を作るための火入れを行う、高さ約6mの石積み炉が今も残っています。

この地には、明治から昭和のはじめにかけて消石灰を製造・販売していた「若狭石灰株式会社」があり、同社の最盛期には、依詰めした製品を船に積んで、南川を下って港へ運び、石川県の加賀地方にまで出荷するほどの製造量を誇る産業だったそうです。

苔むしてなお崩れない炉の姿に、地域資源を活用し発展させた先人の知恵と努力を垣間見た気がします。



【アクセス】

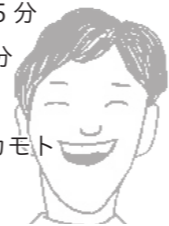
小浜市須縄

JR小浜駅から車で15分

小浜ICから車で12分

【文と写真】

地域おこし協力隊 オカモト



健康生活のつづら

胸焼けに悩んでいませんか

胃食道逆流症と逆流性食道炎

胸焼けの症状と代表的な原因

「胸焼け」はみぞおちから胸骨の下あたりが締め付けられるような感じがする、チリチリと焼けつような感じられるといった症状があります。原因となる代表的な病気として、胃食道逆流症、逆流性食道炎、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍が挙げられます。

胃食道逆流症と逆流性食道炎

近年増加傾向にある胃食道逆流症、逆流性食道炎は、過食や加齢、肥満などが原因で胃酸が逆流しやすくなる病気で、胸焼けをはじめ、のどや胸のつかえなどの症状が出ます。胸焼けは食後に起こりやすく、肥満傾向の人や腰が曲がり背中が丸くなった高齢者に多くみられます。

胃食道逆流症の場合、食道の炎症はみられませんが、逆流性食道炎は食道の炎症を伴います。高齢者は若年者よりも重症となる割合が多いにもかかわらず、自覚症状が乏しいので注意が必要です。



杉田玄白記念 公立小浜病院

■問い合わせ ☎52・0990

内科

齊藤 恭志 医師

日本人の逆流性食道炎患者の約9割が軽症であり、その約半数が自然に治るといわれています。一方で、重症になる人の中には食道の出血や穿孔、狭窄を起こす人もいますので油断はできません。また、「 Barrett上皮」という粘膜の障害を起こす場合もあり、がんの原因になることが分かっています。

胸焼けの予防法

胸焼けを予防するには、寝る2〜3時間前は食事をせず、脂っこいものを取り過ぎないようにして、腹八分目を心掛けましょう。食後は急な運動を避けることも大事です。また、横になるときは上半身を20〜30度上向きにして、高枕を使用するのも良いでしょう。慢性化した胸焼けには、他の病気が隠れている場合があるため、かかりつけ医や内科、消化器科、胃腸科の診察を受けましょう。

知ってほしい、役に立つ事業をキリトリ!

市役所 お仕事ファイル

市の空き家にかかる支援

【空き家相談会】

県建築士会員や市の担当職員との個別相談会を8月13日(水)〜16日(土)に開催します。詳しくは「くらしの情報」P9を参照してください。

【空家等除去支援事業】

市内の老朽化した空き家を解体する際に、市の補助を受けられる場合があります。補助の対象になると、解体費用の1/3を市が補助します(上限あり)。

条件など詳しくは都市整備課まで問い合わせてください。

【空き家情報バンク】

移住定住支援サイト「おばまで暮らす」で、市内の賃貸・売却用の空き家情報を、市外の移住希望者などに提供しています。

詳しくは、市内の不動産事業者、または人口増未来創造課☎64・6008まで相談してください。



「空き家化」を防ぐ 各種の支援事業

■問い合わせ 都市整備課 ☎64・6073

空き家の活用や解体を 支援します

市では、放置されるとさまざまな危険をもたらす空き家の活用や解体を進めるため、相談窓口の設置や、所有者と移住希望者とのマッチング、解体や耐震補強にかかる費用の補助など、さまざまな支援を行っています。

早めの対応で空き家化防止

相続により、親の住んでいた家の整理に困ったり、相続人同士の間で合意が取れなかったりして、建物が放置され空き家化することがあります。こうした事態を防ぐため、市の支援などを活用して、早めに活用や解体に向けた相談や手続きを進めておきましょう。

空き家によって生じる被害

- 防災
 - ・ 傷んだ屋根や窓、外壁などが落下して人に怪我をさせる
 - ・ 暴風や地震で倒壊して、周囲に被害を与えたり、避難路をふさいだりする
- 防犯
 - ・ 不審者が侵入したり、身を隠したりする
 - ・ 古い設備や機械などが原因で火災が起きたり、放火されたりする
- 衛生
 - ・ 猫やネズミ、害虫などのすみかになる
 - ・ ゴミの不法投棄場所にされる



※行政による代執行とは

所有者による改善が見られない場合に、行政が適正管理のため強制的にゴミ処理や解体などを行うことです。

代執行にかかった費用は所有者に請求されるほか、支払いが滞ると、差し押さえなどの措置が取られる場合もあります。

被害や近隣との トラブルの原因に

家主がおらず、一時的な住まいや賃貸などにも使用されないまま放置された空き家は、防災や防犯、衛生などの観点から、周囲に被害を与えたり、近隣とのトラブルの原因になります。

また、空き家が原因で第三者に被害を与えた場合、所有者が損害賠償を求められることもあります。

放置は経済的にも損

法律により、市の調査で「倒壊の恐れがある」など、周囲への悪影響が特に大きいと判断されると、「特定空家等」に認定される場合があります。認定されると、行政による勧告や代執行の対象になったり、宅地に対する固定資産税の特例を受けられなくなったりするなど、空き家を放置するよりも経済的に損をする可能性があります。